

令和 5 年度 社会資本整備総合交付金事業における交付金返還について

令和 5 年度に実施した公共下水道における社会資本整備総合交付金事業において、マンホールポンプ機械電気設備改築更新工事を実施したところ、制御盤の製作が資材不足の影響で納期末定となり、当該工事の年度内完了が見込めなくなったことから繰越手続きが必要となりましたが、繰越事務手続きの漏れがあったため交付金返還を行うもの。

○ 対象工事

工 事 名：花巻公共下水道 高木第 1 号・丸加団地マンホールポンプ機械・電気設備改築更新工事
施工場所：花巻市高木・石鳥谷町地内

契 約 日：令和 5 年 1 0 月 1 3 日

工 期：令和 5 年 1 0 月 1 4 日から令和 6 年 5 月 3 1 日

契 約 額：1 9, 0 3 0, 0 0 0 円

補 助 率：1 / 2

交 付 金：9, 5 1 5, 0 0 0 円 （＝返還額）

請 負 者：株式会社 阿部電機商会

工事概要：高木第 1 号マンホールポンプ 電気設備（制御盤）

丸加団地マンホールポンプ 電気設備（制御盤）、機械設備（汚水ポンプ）2 基

○ 原因

当該工事は公共下水道施設のマンホールポンプ制御盤及び汚水ポンプ本体を更新する内容であるが、更新するマンホールポンプ制御盤に必要なケーブル類がメーカー側で受注停止となり、ケーブル類の納入時期が見通せなくなり、制御盤の納期が未定となる旨 1 2 月末に請負者より口頭報告があった。

繰越となる工事は当該工事以外もあり、当該工事もそれらと同様に請負者側からの報告に基づき、工事が繰越となる可能性を鑑み、繰越手続きに追加すべきであったが、下水道課と請負者で繰越に必要な報告のまとめを行わず、繰越手続き時期を逸し必要な手続きを行えなかったもの。

当該工事については、繰越とならない前提で手続きを進めていたため、交付金概査請求の対象としており、他の年度内に完了する工事分と合わせて交付金を受領しているため、返還が必要となった。

○ 交付金返還について

社会資本整備総合交付金は繰越が無い場合には翌年度 10 月頃の岩手県の完了検査後に交付金額の確定となり、繰越があった場合に更に翌年度（翌々年度）の交付金確定となるが、令和 5 年度は当該工事の他に繰越案件があったために、令和 7 年 10 月の完了検査で確定となった。

今後、県からの請求により交付金を返還することとなる。（令和 8 年 1 月の予定）

○ 再発防止

事業実施に伴う繰越案件の確認を課内で再徹底し、工事、委託担当となる監督員は完了までの工程確認を積極的に行い、係内及び課内での実施状況の共有を再徹底します。